
地域の脱炭素化に向けた
地球温暖化対策推進法の見直し等の論点（案）

2020年12月

個別施策：地域の脱炭素化に向けた対応の方向性

見直しの視点

- 地域におけるグリーン社会の実現に向けて、地方公共団体実行計画制度は、どのような役割を担うべきか。
 - ✓ 長期的かつ具体的な取組が求められる中、実行計画の実効性を高める観点から、どのような仕組みが必要か。
 - ✓ とりわけ、ゼロカーボンシティを始めとする地域の脱炭素化を促進するプロジェクト（例：再エネを活用したまちづくり）を推進するため、どのような仕組みが必要か。その際、プロジェクト実施の合意形成を円滑化し、地域トラブルの回避につながるような仕組みが必要ではないか。また、自治体、地域により積極的になっていただくためには、プロジェクトが地域に対しどう貢献するかといった視点も重要ではないか。さらに、そうしたプロジェクトの実施を円滑化するため、国としてもどう連携して支援していくか。
- 自治体が、実行計画の推進に当たり、地域内の排出量の算定や施策の効果測定をより精緻に行うことができるようにするために、どのような仕組みが必要か。

制度的対応の状況

- 現行法は、都道府県・政令市・中核市等が、区域内の排出削減等の施策について計画を策定することとなっている。（具体的には、①再エネ利用促進、②事業者・住民の削減活動の促進、③地域環境の整備・改善、④循環型社会の形成の4つのカテゴリー。）
- 計画の策定に当たり、住民等の意見の反映や関係自治体の意見聴取等を通じ、地域の合意形成を図ることとされている。また、協議会の設置も可能。
- 計画の策定時に公表するほか、毎年1回、実施状況（排出量含む）を公表することとされている。
- なお、広域的な再エネ調達や、複数自治体による実行計画の共同策定など、自治体間の連携事例も見られる。

本日は議論頂きたい点①

論点① 自治体による地域の脱炭素化を促進する仕組み

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）においては、都道府県等が再エネの利用の促進を始めとする施策※を記載することとされているが、地域の脱炭素化を進めるためには、その実効性の向上が必要。
※①再エネの利用促進、②事業者や住民による排出抑制等の活動促進、③地域環境の整備・改善、④循環型社会の形成
- また、近年、ゼロカーボンを宣言した自治体を中心に、地域における再エネ事業が計画・実行されている一方、再エネに対する地域の受容性が低下し、地域社会との共生が課題となっている。こうした中、脱炭素社会に必要な水準の再エネを確保するためにも、地方公共団体が、地域の脱炭素化に向けて、地域資源である再エネを利用した具体的なプロジェクトを推進することが重要。
- このため、まずは、地方公共団体実行計画（区域施策編）において、地球温暖化対策計画に即し、**再エネ利用促進等の各施策に関する目標を設定する**ことを求めていくこととしてはどうか。
- その上で、当該目標の達成に向け、地域の再エネ等の脱炭素化プロジェクトの円滑な組成を進める観点から、**地域環境保全への配慮事項やプロジェクトがどのように地域に貢献するかといった地域経済・社会への配慮事項等を予め整理し、実行計画に位置づけることができる**こととしてはどうか。
- 加えて、事業者による脱炭素化プロジェクトが、当該配慮事項等を踏まえて行われる場合に、自治体が当該**実行計画に適合するプロジェクトとして認定する仕組みを導入すべきではないか**。その上で、**認定されたプロジェクトに対して、その実施が円滑になるよう、関係許認可手続のワンストップ化等の政策的な支援を検討すべきではないか**。
- さらに、具体的なプロジェクトの実施のためには地域合意形成が不可欠であるところ、すでに実行計画の策定等に当たり協議会等の合意形成に関する枠組みがあることから、これを**地域における脱炭素化プロジェクトの合意形成の場となるよう活用**していくこととしてはどうか。

本日も議論頂きたい点②

論点② 自治体による取組の支援体制

- 自治体によっては（とりわけ比較的規模の小さい基礎自治体においては）、マンパワーの不足等により、実行計画策定等に係る負担が大きい場合がある。一方、都市部で人口規模の大きな自治体の中には、域内の再エネ導入ポテンシャルが限られている場合がある。
- このため、隣接自治体や、一部事務組合との連携、都市と地方の広域連携など、**自治体間の連携・共同での取組を促すため、地方公共団体実行計画が共同策定できることや、連携事例等を周知していくことが重要**ではないか。
- さらに、国としても、再エネポテンシャルや環境保全情報、地域経済循環分析等の**情報・ツールの提供や、専門家派遣等を通じ計画策定等を担う地域の人材育成等**を行い、自治体の取組を後押しすべきではないか。

論点③ 域内排出量に関するデータの把握

- 自治体が区域内の排出削減を進める上で、域内の排出量の把握が必要であり、そのためには、域内に供給された電力・ガスの使用に関するデータが重要。一方、こうしたデータは、電力・ガスの小売自由化に伴い把握が困難となっている。
- このため、自治体が域内の排出量をより精緻に推定できるよう、（前回ご議論いただいた算定・報告・公表制度のオープンデータ化に加え、）**域内に供給された電力・ガスの使用量について自治体が把握できるような方策を検討すべき**でないか。